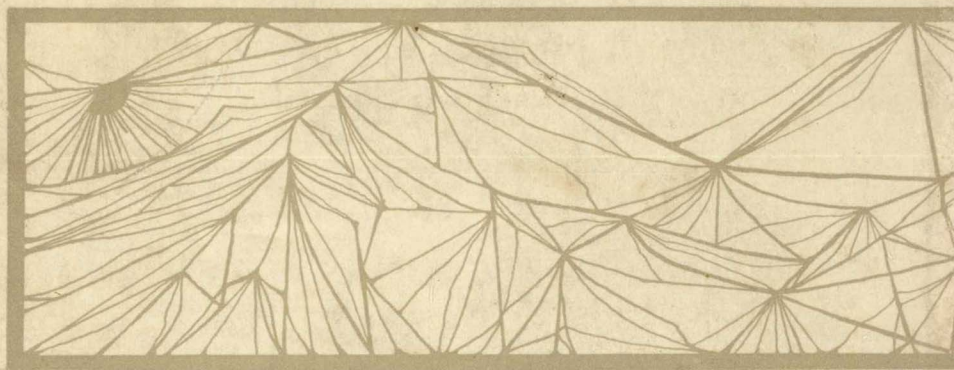


民の礼守



守礼の民

霜多正次

筑摩書房

民の礼守

著者略歴

1913年沖縄に生れる。東大英文科卒。

主著 「沖縄島」「陽のあたらぬ島」。

現在 リアリズム研究会々員。

昭和三十五年二月二十五日発行

著者霜多正次

発行者古田晁

印刷三晃印刷株式会社

発行所株式会社筑摩書房

東京都千代田区神田小川町二ノ八

電話東京(291)七六五一(代表)

振替東京一六五七六八番

定価二九〇円

守礼の民

阿波根昌鴻氏にささげる

装帧
難波淳郎

一九五四年十月三日の屋敷、アメリカ空軍の土地接収官シャーマン氏、通訳のロイ・坂本など数人の米兵が、沖繩伊波村謝名区（イハ）（せうな）の近くにある飛行場におりた。

伊波村は、東西に細長くわらじのような形をした、周囲約二十キロの隆起珊瑚礁の小島である。島全体が海面すれすれに平坦になっているので、戦争中、日本軍はここに東西二つの飛行場をつくった。戦後、この島を占領した米軍は、島のほぼ中央に、あらたに中飛行場（なか）をつくり、いまはもっぱらそこを使用している。一コ小隊の通信部隊が常駐しているその小さな飛行場に、シャーマン氏らの一行が、双発の輸送機でやってきたのである。

一行はコンセットの通信隊の兵舎には寄らずに、まっすぐトラックののつて五キロほどはなれた村役場に向った。謝名部落では、このことをだれも知らなかった。三十分ほどして、役場の嘉数（かす）という農地係の書記が駆けつけた。嘉数ではじめてわかったのだ。嘉数は区長の家にやってきて、米軍が地主代表を二、三名すぐよこすようにいつているから、すぐきてくれといった。

謝名区の区長真栄城孝政（まえば）（しやう）は、もう四十をすぎたヒゲ面の小男である。地主代表といっても、いまずぐ区民総会を開いて代表を選出するわけにもいかないし、どうしたものかと、かれは腕を組んだ。

一週間まえに、この部落にまたしても立退きの話が村長からつたえられていた。これこれの土地を合衆国軍隊が使用するから、立退くようにということ、いつ、どこに、どうして立退くのか、具体的なことは村長自身もわからなかった。きょうはきつとそのことについて、何か指示があるのにちがいがなかった。

だから、正式の地主代表ということになれば、どうしても区民総会をひらいて代表を選出しなければならなかつ

だが、いまはそんなことをしている余裕がない。真栄城は、嘉敷と相談して、とりあえずきょうは区長の専断で、主だった区民を三人呼びあつめることにした。かれは村会議員の佐久本昌堅と、前区長の久場長栄、農協の部落責任者石川政仁とを、それぞれ自宅や畑から呼びだして、自転車で村役場につけた。

伊波村の役場は、敗戦後あちこちに散乱していた古瓦をかきあつめて、米軍の放出木材で建てた四十坪ほどの家である。中は仕切りがないので、教室のようにガランとしている。そこに、米軍が捨てていった古机や、古イスや、古戸棚など、鉄製、木製のさまざまな形ものが、乱雑におかれていた。

真栄城たち四人の代表は、入口でスツクや地下たびをぬいで、おすおすと中に入ってしまった。

中では、通訳の坂本が、れいのふざけた調子で吏員たちの机のあいだを浮かれまわっていた。かれはもちろんフツのままである。

坂本は女事務員をつかまえて、

「あなた、たいへんベッピンさん。わたし大好き。わたし沖縄の女、妻する」

などといって、くすくす笑い合っている娘たちのまわりを、ダンスをするときのように両手をひろげて、首をかして、ときどきクルッとくびすを返したりしている。色の白い、ふちなし眼鏡をかけた中背の男で、カーキ色のズボンが尻の肉を包みかねている。

この男は、一年まえに、この役場にも、謝名部落にも出入りして、もうなじみになっていた。かれは謝名区の百姓たちをつかまえて、こんなことをいったものである。

「あなたたち、畑すること難儀。金たくさんとって、那覇に貸家つくる。おいしいもの食べて、ラクして、金持になる。こんな田舎ダメ。あなたたち、頭イモ頭」

百姓たちは、もちろんそんな言葉をだれも本気にききはしなかった。しかし「このアホッたれめ！」とおもって

いるうちに、いつのまにかこの男にだまされたのだった。

しかし、もうだまされはしないぞ！ 四人の代表たちは、固い表情で、その坂本には眼をくれなかった。かれらは、役場吏員が緊張した顔つきで仕事している室内を、まっすぐシャーマン氏のところに進みでていった。

シャーマン氏は、薄茶色のニスがはげかかった接客用の大きなテーブルに、護衛の兵卒三人と腰かけていた。かれは軍人ではないらしく（代表たちがかれに会うのははじめてであった）背広を着ていた。まる顔の太った男で、一見のんきそうにみえる。

会談はすぐはじめられた。村長の金城喜松と助役の儀間幸新とが、シャーマン氏と向き合って座り、地主代表は、椅子がないのでその左右に立った。

シャーマン氏は、テーブルの上に地図をひろげながら、まず地主代表を見上げて、なにかいった。もちろん何をいつているのかわからない。できるだけおだやかに話をしようとしているらしいことはわかった。

坂本が通訳した。かれは、シャーマンさんはこうおっしゃっておられるのだよ、とでもいうように、もったいぶって話した。

「わたしたち、きょう、村長に軍の命令つたえるだけ。あなたたち地主、聞くだけ。話することダメ。わかる？」地主代表はうなずいた。区長の真栄城は、むしろほっとした気持で、相手のいうことをきょうはよく聞いてかえろうとおもった。

シャーマン氏が地図を指し示しながら説明したこんどの立退きというのは、こういうことであった。

現在アメリカ空軍は、伊弉島の西端に中心をおく爆撃目標から、半径三千フィートの地域を、爆撃演習地として使用している。去年、そのために、謝名部落では七十八万五千坪の土地（主として山林原野）と、四戸の家屋が接収されたのだった。

ところがこんど、最新鋭機によるあらたな演習計画にもとづいて、軍はもっと広範な土地——半径七千フィートの土地が必要になった。シャーマン氏の地図で赤線がひかれているのがそれだが、それによると、謝名部落の全家屋と、ほとんどの耕地とが危険地域に入る。この赤線内の家屋や墓は全部移動しなければならない、農作物もあらたに植付けてはならない、そして、その立退計画を、村長は責任をもって、早急にアメリカ政府に提出するように、というのがシャーマン氏の要求であった。

村長金城喜松は、このことを、きょうはじめてきくのではなかった。かれは一週間まえに、やはりこのシャーマン氏と坂本とが役場にきて、このことをつたえられたのだった。

しかし、かれは謝名区民や村民の意向をきくまでもなく、移動計画をつくるなどということはどうていできないことを、よく知っていた。この小さな島に、百戸近い部落民の耕地と宅地とを、あらたに見つけることは、どう考えても不可能だった。

といって、軍に協力しないということになれば、こんど村政を維持していくことがむづかしくなる。とくに、飛行場があったために徹底的に破壊された村の復興が、そのために重大な障害をうけることになる。

金城喜松は、長いあいだ小学校長をしていて、去年、無投票で村長になった、もう六十をすぎた温厚な老人であった。べつに野心があったわけではなく、人にすすめられるままに、最後の御奉公だとおもって村長になったのだった。

ところが、就任早々、去年はいきなり謝名部落の立退問題で、苦勞させられた。あのときは、それでも犠牲者が少なかったから、たいした騒ぎにもならないですんだが、こんどはそうはいかないだろう。そのことが、村長自身によくわかるのだった。

かれはうつむいたまま、押しこらしたような咳をひとつして、それから勇気をふるいおこすように顔をあげて、

いった。

「わたくしは、立退きに反対するのではありませんが、御承知のように、本村は、戦争の結果、飛行場その他ですでに耕地の三〇％を失っておりまして、村民は土地の不足に悩んでおるのであります。いま謝名区民をどこかに移動させるということになりますと、その移動先をどこに見つけたらいいか……、わたくしは、軍からこのお話をうかがってから、夜も眠られずにずっと考えてまいりましたが、やはりこの立退きは、村長として責任のある計画をたてることが、どうしてもできないのであります。

それで、どうかこんどのは、演習地をどこかよそのほうに、無人島かどこかに変更していただくわけにはいきませんかでしょうか。謝名区民や村民の苦衷をお察し下さって、どうかそうにお願いしたいのであります」

村長は、そういつてうやうやしく頭を下げた。

しかし、シャーマン氏は、坂本の通訳がおわると、心もち背をそらせるようにして、「それはできない」とすぐにこたえた。この計画は米軍のマスター・プラン（総合計画）にもとづいて、軍事上の見地から、ここが沖繩のどの地域よりも最適地であると判断して決めたことであるから、それを変更することはできない、というのであった。それをいうとき、シャーマン氏の表情は（ことはがわからないので表情だけ見ているわけだが）、とくに憤然として威圧的な感じではなかった。しかし、それを通訳する坂本のたいどには、ろこつに權威をかきた威丈高な調子があった。

「それでは」と、村長がいくら力んだ声でいった。「それでは、どこへどうして移動するのでしょうか」

「その計画を、村長がつくらなければなりません。伊波島には、まだ、土地たくさんあります」

「それは原野ならございますが、そこでは農耕はできないのであります。どこも石ころの土地ばかりで、カヤしか生えません。といって、他人が耕している土地に移るわけにはいきませんから……」

「どこに移るか、DE（地区工兵隊）も調査します。そして、開墾、手つだいます。そのまえに、村で相談して、はやく計画立てて下さい」

「計画といいますが、それが……」

「それは、村長の責任です」

村長はため息をついて、助けを求めるように、となりの助役を見た。

助役の儀間幸新は、歩兵准尉あがりの、がっしりと落ちついた男だった。かれは村長にかわって、いった。

「そういう石ころの茅毛（かやも）（茅の原）に移動するとしますと、謝名区民はさっそく餓死しなければなりません、軍のほうでは、その点どうお考えになっておられますか」

「餓死しません。餓死しないように計画つくること、あなたたちの責任です。」

生活困るなら、補償計画つくって、民政府に出して下さい。また、村外に移住することも、考えられます」

「それはできません」と助役がいった。

「なぜ？」

「だれも希望しません」

「どうして、あなた、それわかる」

そのとき、地主代表の一人、村会議員の佐久本昌堅が、発言してもいいかときいた。しかし、それは許されなかった。

シャーマン氏は話をかえて、立退きにもなう補償について、軍の計画を説明した。それによると、家屋のばあいには、一戸の評価を平均五百ドルとみて、移動によるその破損などによって復元費を算出し、それに運搬費を加える。墓と水槽タンクとは、評価の100%を補償する。そして家屋や墓などの評価は、近くDEが調査して決める。

農作物については補償しない、というのであった。

これは、去年謝名区の四戸が立退かされたときの補償と同じ方式であった。そして、それが実費の半分にも足りなかったことを、村長以下みな知っていた。

しかし、問題はそういう一時的な移動費の補償ではなく、失われる農地にたいして、どのような補償がなされるのか、ということであった。そして、そのことについては、シャーマン氏はひとつもふれなかった。それは、去年の経験から、補償はぜんぜんしないという意味であることを、みな知っていた。

だが、そのことを、いまここで、このシャーマン氏と談判してもはじまらなかった。それは沖繩における立退き問題の最大のガンになっていたからである。移動先もなく、接収される農地の補償もなく、移動計画をつくれ、というのが軍の要求であった。これは、とうてい一村長の手におえるような問題ではない。金城村長は、だから明日にでも、地主代表と政府に行つて陳情する以外にないと考え、だまっていた。すると、

「いつ、計画書、出しますか」とシャーマン氏がきいた。

「それは、まだわかりません」

「今月の十五日、どうですか」

村長は、立退計画書をつくるなどということは、まだぜんぜん考えていなかった。政府に陳情して、この計画をなんとかとりやめてもらうように努力するいいにないと考えていた。しかしかれは、たたみかけてくるシャーマン氏を刺激しないように、こういった。

「区民や村民にはかつて、村会でも検討しなければなりませんから、そんなに早くはできません」

「それでは、十五日に、村の代表が民政府にくる、そこで相談する、それはいいでしょう」

村長は、どうだろう、というふうに、助役や地主代表の顔を見た。みな困惑したような顔をしているが、べつに

反対しているふうでもない。

「それはいいです」と村長はこたえた。

「何時がいいですか」

「二時か、三時。ここから那覇にでかけますと、それくらいになりますから」

それでは、とシャーマン氏は立上って、「アリガトウ」と日本語でいって、村長と握手した。

坂本が、地主代表の肩をたたいて、

「あなたたち、心配すること、ない。アメリカ、金持です。補償金、たくさんもらいます」といった。

2

謝名部落は、伊波村でも特殊な部落である。そこにひとびとが移住し、定着しはじめてから、まだやっと五十年にしかない。

伊波島に人間が住むようになったのは、おそらく沖縄の歴史がはじまる以前からであるが、しかしつい半世紀前まで、それは島の東部に限られていた。この島も、珊瑚島の例にもれず、どこを掘っても水がでない。ただ一カ所、島の東端に近く、地下水が多量に湧出する洞穴がある。

珊瑚礁の島は、表土を四、五尺、浅いところでは二、三尺も掘れば、すぐ岩（珊瑚石灰岩）に突きあたる。そしてこの岩石の下は、ところどころ空洞になっていて、地下水が漏洩するのである。島のあちこちに、畑のなかや叢に自然洞窟があつて、懐中電灯をもってその鍾乳洞の中に入って行けば、たいいてどこまでつづいているのか見当がつかないものだ。そういう空洞の上に、島が成りたっているのである。

ところが、一カ所だけ、洞窟のなかから真水がうなり声をたてて湧き出ているところがある。島のひとびとが大河と呼んでいるそこは、大きなガジュマルの樹におおわれているが、その霊地を中心に、古くから島のひとびとが住みついてきたのだった。そして、現在も村の人口の九〇%がその一帯に住んでいる。

かれらはもちろん、長い年月にわたって、じょじょに、耕地を島の西方に向って開拓していった。しかし、部落から島の西端までは二里近くもある。朝、三番鶏が鳴きはじめるころ、星空を仰いで家を出るとしても、畑（田はない）に着くころは、陽がカンカン照りつけるといことになる。そのころ、一里以上もある月夜の野道を、馬の背にいもや大豆や麦などの収穫物、あるいは薪や秣などを積み、その上に頬かむりをして腰かけた百姓たちが、居ねむりを防ぐために歌った歌にこんなものがある。

謝名原の芋じよなはらや 一根いっこんから三籠みつばち

赤嶺あかみねの小池こいけ 洗いどころ

謝名原というのは、いま半径七千フィートの爆撃演習地にとられようとしている謝名区の肥沃な処女地であるが、一株からカゴの三ばいも芋が穫れるというこのあたりに、村びとがぼつぼつ移住してきたのは、大正に入ってからであった。

しかしそのためには、いうまでもないことだが、まず水の問題を解決しなければならなかった。水は天水を利用する以外にない。そこで、瓦葺の家をつくることのできないこれらの移住民たちは、雨水を受けとめるためにコンクリートで四、五坪の平面をつくり、それを多少傾斜させて、水槽に流しこむことにした。これを部落のひとたちは水タンクといっているが、水槽はおおむね二、三カ月の旱魃に耐えうるようにつくられている。

こうして水の問題を解決して、この新開地に移住してきたひとびとは、こんどの戦争がはじまる前には、七十六戸にたっていた（現在は海外からの引揚者などで、九十戸をこえている）。そして、かれらはいたい坪二銭の

土地を買入れるのに、子どもを身売りしなければならぬ貧乏人であった。いまでも、本部落（部落のひとつは東にかたまっている五つの部落をそういつている）のひとつに比べれば、まだずっと貧しいのである。とくに、戦争によって西飛行場と中飛行場をとられ、去年からはまた演習地内の耕作もできなくなっているから、現在の生活の困窮はいっそうひどくなっている。

真栄城区長たちが役場から帰ってきた晩、謝名区では、部落総会が開かれた。そして、とうぜんのことだが、部落をあげてこんどの立退きには反対することになった。去年の経験にこりているので、ひとびとの決意も固かった。去年は、なにしろはじめてのことで、部落民は西も東もわからず、ひどくのんきにかまえていたものである。だいたい農民は、自分の眼でたしかめたことのない事象を、前もって予想することは苦手である。そのかわり、いったん身をもって体験した認識は、コンクリートのように固まる。

去年の七月、坂本が単身のりこんできて、村長に立退きを通告したとき、部落民はなにもこれといって反対運動をしなかった。ただ村長が政府に出張して、型どおりの中止陳情をおこなっただけであった。そして、坂本が二度目に測量隊といっしょにやってきたとき、部落民はそれがどういう性質のものかはつきりわからないまま、区長以下十数名で測量を手伝ってやったのだった。

そのとき、坂本は、爆撃演習による損害は十分補償する、きょう測量を手伝ったものには日当をやるという、測量がおわったことを上司に報告するために部落民の捺印が必要だからと称して、部落事務所各戸から印鑑をもつてこさせ、英父の書類にそれを押させてかえったのだった。その書類が、あとで土地接収にたいする同意書であったことがわかったが、もう後の祭りであった。

こうした部落民の無知や素朴さは、もちろん人里はなれた離島の住民に特有の性情であるが、それが米軍にたいする信頼や畏懼の感情から出たものであることはいまでもないだろう。

そこで、坂本は半年ちかくも姿を見せなかった。しかし部落民がすっかり安心して、もうあれは取りやめになったのではないかとおもっているところへ、今年になって、またひょっこりやってきた。いよいよ演習を開始することになったから、境界線内にふくまれる四戸は、一週間以内に立退かなければならない、というのであった。そのときも、立退きにもなる損害、演習による農作物の被害は補償する、演習が行なわれないときは自由に耕作してよい、と坂本はいったのである。

それを素朴に信じて、城間広吉という満州開拓移民がえりの青年など四戸は立退きに応じた。立退くべき自分らの土地があったし、軍の命令にそむくなどということは考えられなかったからである。

だが、いよいよ演習がはじまってみると、百姓たちが想像も及ばなかったような事態がおこった。まず爆撃目標になる中心部はもとより、そこから半径五百フィートごとに、幅二間ほどの円線がひかれ、その部分は白砂で埋められた。この作業のために、ブルドーザーやトラックで、耕地は無惨に踏み荒らされた。

いよいよ爆撃がはじまってみると、その被害も想像を絶した。百キロ、五百キロ爆弾が、直径五、六間の穴をあちこちにあげたのである。四六時中演習をしているわけではないから、自由に耕作もできるということであつたが、畑に行ってみると、穫り入れるばかりになっていた西瓜畑が、いつのまにか跡かたも無くなっているという具合であつた。

そこで、損害の補償を要求すべく、百姓たちは書類をととのえて、村長とともに政府に出かけて行った。しかし、アメリカ政府の言い分は、こうであつた。

あの土地は、軍用地としてすでに使用料を支払っているから、補償はできない、と。

沖繩における「軍用地」について、ここですこし説明しておく必要があるだろう。

米軍は、現在、沖繩の総面積の二・七％の土地を「軍用地」として保有している。しかしそのなかには、現に

使用している土地のほか、これから使用する予定の土地もふくまれている。

伊波村では、全島面積の六三％、四百十六万九千坪が「軍用地」とされているが、しかし村民は、現在もなおその「軍用地」内に居住し、耕作しているのである。だから、米軍が現に使用している飛行場以外は、だれも自分の土地を軍用地だとおもっていない。

そもそもこの「軍用地」なるものは、地主の承諾をえて設定されたものではなく、米軍が勝手に、地図の上で赤線を引いただけのものなのだ。

敗戦いらい、米軍は沖縄農民の土地を、どこでも自由に接収してきた。しかもそれがでたらめ、無計画で、七回も立退きを強制された部落があるくらいである。そこで琉球政府は、住民の不安をなくするために、あらかじめ接収予定地を明示してほしい、とんでも米軍に申し入れた。この申し入れにたいして、それではと赤線を引いてよこしたのが、いわゆる「軍用地」である。

伊波村にこの「軍用地」の通告があったのは、平和条約が発効して、米軍がいよいよ軍用地の使用料を支払うと声明した後であった。

沖縄の米軍接収地地主たちは、一九五〇年ごろから、土地の使用料を支払えと要求していたが、一九五二年十一月一日になって、米軍はようやく布令第九一号を公布して、その支払い方法を明らかにしたのである。

それによると、軍用地の使用料は一九五〇年七月一日以降支払う、しかしそれは、個々の地主が琉球政府主席と土地の賃貸契約（二十九年）を結んで、その賃貸料として支払うのである。そして、主席はその土地をさらに合衆国政府に転貸する契約を結ばなければならない、というのであった。

「契約権」というこの布令は、アメリカ政府が、地主との自由契約によって、沖縄における土地の使用権を取得しようとするものであった。従来米軍は、ヘーグ陸戦条例にもとづいて沖縄の土地を使用していると主張してきたが、